

第7章

施策の推進体制等

第1節 子供・若者に関する実態等の把握、知見の集積と共有（内閣府、厚生労働省）

社会全体で子供・若者育成支援のための取組が適切に推進されるようにするためには、子供や若者の実態や意識を把握し、広く国民の間で事実認識を共有することが重要である。

内閣府は、子供や若者に関する調査研究を実施しており、これまでの調査研究の結果については、広く国民の間で積極的に活用されるようホームページ¹などで公開している。

また、子供や若者が積極的に意見を述べる機会を作り、その社会参加の意識を高めることを目的として「青少年意見募集事業」を実施し、インターネットを利用して全国で募集した中学生から30歳未満の「ユース特命報告員」に対して意見を求めている。平成29（2017）年度は、約300名の報告員に対し、関係省庁の協力の下、「若い世代の食育について」（農林水産省）、「子供の読書活動の推進について」（文部科学省）、「若年層を対象とした性的な暴力被害の防止について」（内閣府）の3つのテーマについて意見募集を実施した。

厚生労働省は、厚生労働科学研究費補助金により、子供・若者やその保護者に関する調査研究を推進している。

第2節 広報啓発等

1 広報啓発・情報提供等

(1) 子供・若者育成支援強調月間（内閣府）

内閣府は、子供・若者育成支援に関する国民運動の一層の充実や定着を図ることを目的として、昭和53（1978）年から、毎年11月を「子供・若者育成支援強調月間」²と定め、関係府省、地方公共団体、関係団体とともに、諸事業、諸活動を集中的に実施している（第7-1図）。平成29（2017）年度は、「支えよう 輝くひとの 夢みらい」をスローガンに掲げ、以下の5点を重要事項として取り組んだ。

- ・若者の社会的自立支援の促進
- ・子供を犯罪や有害環境等から守るための取組の推進
- ・子供の貧困対策の推進
- ・児童虐待の予防と対応
- ・生活習慣の見直しと家庭への支援

第7-1図 子供・若者育成支援強調月間



（出典）内閣府資料

1 <http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu.htm>

2 昭和53年度から平成21年度までは、「全国青少年健全育成強調月間」として実施してきたが、平成22年度からは「子ども・若者育成支援推進法」の施行を踏まえ、名称を「子供・若者育成支援強調月間」と変更した。<http://www8.cao.go.jp/youth/ikusei/index.html>

月間中、関係府省や地方公共団体、関係団体において、各種行事や広報啓発活動が行われた。

(2) 子供と家族・若者応援団表彰、未来をつくる若者・オブ・ザ・イヤー等（内閣府）

内閣府は、子供や若者を育成支援する活動などにおいて顕著な功績があった個人、団体、企業に対し「子供と家族・若者応援団表彰」を、社会貢献活動において顕著な功績があった青少年（団体を含む）に対し「未来をつくる若者・オブ・ザ・イヤー」を実施している³。また、子供や若者を育成支援する優れた活動などを広く社会に紹介する「子供と家族・若者応援団活動事例紹介事業」を実施している。「未来をつくる若者・オブ・ザ・イヤー」は、平成26（2014）年度まで「社会貢献青少年表彰（内閣府特命担当大臣表彰）」として実施していたが、平成28（2016）年2月に決定した「子供・若者育成支援推進大綱」に基づき、内閣総理大臣表彰等として創設したものである。平成29（2017）年度には、

- ・「子供と家族・若者応援団表彰」（子供・若者育成支援部門）では、内閣総理大臣表彰として2団体を、内閣府特命担当大臣表彰として1名、9団体をそれぞれ表彰
- ・「未来をつくる若者・オブ・ザ・イヤー」では内閣総理大臣表彰として1団体を、内閣府特命担当大臣表彰として2名、6団体、1企業をそれぞれ表彰
- ・「子供と家族・若者応援団活動事例紹介事業」（子供・若者育成支援部門）では、2名、6団体の活動をそれぞれ紹介

を行った。

COLUMN NO.7

「子供と家族・若者応援団表彰」、 「未来をつくる若者・オブ・ザ・イヤー」

平成29（2017）年度「子供と家族・若者応援団表彰」において子供・若者を育成支援する活動で内閣総理大臣表彰を受賞した2団体、「未来をつくる若者・オブ・ザ・イヤー」において内閣総理大臣表彰を受賞した1団体を紹介する。



（松山大臣からの表彰状の授与）



（平成29年度「子供と家族・若者応援団表彰
（子供・若者育成支援部門）」受賞者の皆さん）

3 受賞者やその活動内容は内閣府ホームページ（<http://www8.cao.go.jp/youth/ikusei.htm>）を参照。



(平成29年度「未来をつくる若者・オブ・ザ・イヤー」受賞者の皆さん)

「子供と家族・若者応援団表彰」(内閣総理大臣表彰)

(1) 特定非営利活動法人青少年の居場所^{キートス}Kiitos (東京都)

<http://kiitos.org/>

日本社会の変化に伴う家族の役割崩壊などにより、居場所を探す子供たちが増加しつつある。キートスは、彼らが「生きる」意味を見出し、自立への手助けをするために、平成22(2010)年から、居場所づくり、食事の提供、学習支援、相談の事業を開始した。平成29年7月現在の利用者登録は300名近くに及び、平成28(2016)年度は100名を超える子供、若者が支援を受けた。週5日開設と子供は利用無料というユニークな運営モデルは、事業に共感する多くの人々の熱意と支援によって支えられている。



(食事提供の様子)



(学習支援の様子)

困難を有する子供・若者を支援する地域の公的な組織・機関には、子供家庭教育センター、教育委員会、児童相談所、学校、病院、行政などがあるが、キートスは、こうした地域の組織・機関から利用者を受け入れるとともに、問題解決のための相談に応じるなど、支援のネットワークの中で重要な役割を果たしている。

また、キートスの事業を支える支援者は、地域を超えて全国的な広がりをもっており、食材提供を行う農家や商品、食事提供を行う住民、学習支援を行うボランティア等、近隣の人々が多く参加している。こうした取組はコミュニティの再生や地域の社会資源の増進にも寄与している。



(相談の様子)

(2) 認定特定非営利活動法人青少年の自立を支える会（栃木県）

<https://www.jiritsu.org/>

青少年の自立を支える会は、児童養護施設を退所し、行き場を失った子供たちが安心して過ごせる場所として、平成9（1997）年に全国では19番目の自立援助ホームとして宇都宮市に「星の家」を開設し、その後もファミリーホーム「はなの家」、子どもの居場所「月の家」を開設し、頼ることのできる大人のいない子供たちの居場所となり、昼夜を問わず、生活全般にわたり、支援を行っている。平成29（2017）年には発足から20周年を迎えた。



（子どもの居場所「月の家」）



（チャリティーコンサートの様子）

「星の家」、「月の家」の運営に当たっては、多くの地域のボランティアが参加しており、調理、学習支援等様々な形での協力を得ている。入所児童に対するこうした受容的なかわりは、退所児童に対する支援の必要性の高まりと相まって、全国的に知られるようになった。

また、同会が開催するチャリティーコンサートや「星の家まつり」は恒例の地域イベントとして定着している。「星の家」、「はなの家」、「月の家」等の活動状況のホームページ掲載、会報誌等の作成・配布を行うなど、社会的擁護の必要性を広く知ってもらうための広報啓発活動にも取り組んでいる。



（ホームページ）

「未来をつくる若者・オブ・ザ・イヤー」（内閣総理大臣表彰）

特定非営利活動法人^{テディック}TEDIC（宮城県）

<https://www.tedic.jp/>

テディックは、東日本大震災直後から石巻市でボランティア活動を行っていた若者たちにより、平成23（2011）年5月に同市で、貧困、いじめ、ネグレクト、虐待等、困難な環境におかれた子供を支援し、全ての子供が「生きてて良かった」と思える社会の構築を目指すため、設立された。

生活困窮状態にある世帯の子供を対象とした学習支援と夕食提供が一体となった夜の居場所づくり活動「トワイライトスペース事業」を展開し、子供の居場所づくり、アウトリーチによる支援、生活支援などの包括的な支援を関係機関や地域の人たちと共に提供している。

困難を有する子供たちの支援策としている活動は、フリースクール事業（ホットスペース石巻）、子供食堂と幅広く、複数の場所で運営されており、事業を利用している子供やその保護者の満足度は高いと言われている。

地域の多様な主体と協調し、子供の課題解決を目指すその姿は、今後の青少年の活動を考える上で、大変参考となるものである。



(トワイライトスペース事業での学習支援の様子)



(子供食堂の様子)



(学生ボランティア)



(地域支援者研修講座の様子)

(3) 青少年の非行・被害防止全国強調月間（内閣府、警察庁）

内閣府は、昭和54（1979）年から、学校が夏休みに入る毎年7月を「青少年の非行・被害防止全国強調月間」として定め、幅広い関係府省の参加と関係団体の協力・協賛を得て、青少年の非行・被害防止について国民の意識の高揚を図るため、広報啓発などの活動を集中的に実施している。平成29（2017）年度は、次に掲げる7項目を重点課題とし、このうち、特に子供の性被害の防止を最重点として各種取組を推進した。

- ・子供の性被害の防止
- ・インターネット利用に係る非行及び犯罪被害防止対策の推進
- ・有害環境への適切な対応
- ・薬物乱用対策の推進
- ・不良行為及び初発型非行（犯罪）等の防止
- ・再非行（犯罪）の防止
- ・いじめ・暴力行為等の問題行動への対応

月間中は、関係府省や地方公共団体等において、各種イベントや広報啓発、有害環境浄化活動等が行われた。

内閣府では、平成29年7月、「子供の性被害の根絶を目指して」をテーマとして「青少年の非行・被害防止対策公開シンポジウム」を開催した。同シンポジウムでは、「性被害と子供への支援」と題した基調講演のほか、有識者によるパネルディスカッションを行い、「子供の性被害は許さない。」という国民意識の高揚を図った（第7-2図）。

警察庁は、平成29年7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に合わせ、「目で見る非行・被